

令和8年3月23日
島根県立大学 総務課
担当：錦織
電話：0855-24-2200

職員の処分について

このことについて、本学浜田キャンパスの教員（男性）に下記のとおり懲戒処分を行ったので、その概要を公表します。

記

1. 処分量定・処分効力発生日

停職3月・令和8年3月19日

2. 処分対象行為

被処分者は、令和6年4月頃から令和7年1月頃にわたり、指導教員として担当する男子学生に対して、深夜等時間に関係なくLINE（通話を含む）を用いて頻繁に連絡をとり、また、深夜に連れ出して繰り返し不適切な発言をするなど、当該学生を長時間拘束したとともに精神的苦痛を感じさせ、学修環境を阻害した。

本学は、これらの行為をキャンパス・ハラスメントと認定した。

被処分者の行為は、本学職員としてあるまじきものであり、公立大学法人島根県立大学職員就業規則第34条第1項第4号（法人の名誉又は信用を失墜させる行為があった場合）及び第9号（法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反した場合）に該当するものである。

3. 理事長コメント

本学の教員がこのような事態を起こしたことは、誠に遺憾であります。

教員としてあるまじき行為であり、厳正な処分をいたしました。

この度の本学教員の行為により、心に傷を負った学生に対しては、心からお詫び申し上げます。

また、関係の皆さまにご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

本学としましては、今回の事態を重く受け止め、教職員や学生のハラスメントに対する意識を高めるよう、更なる啓発活動を行い、再発防止に努めてまいります。